報告第10号

議会の委任による専決処分の報告について（三朝町認可地縁団体印鑑条例の一部改正）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第２項の規定により、これを本議会に報告する。

令和８年９月４日

三朝町長　松　浦　弘　幸

専決第９号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項により、三朝町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和８年８月17日

三朝町長　松　浦　弘　幸

三朝町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

三朝町認可地縁団体印鑑条例（平成12年三朝町条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（代理人による申請等） 第14条　地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第18条の３第１項第７号に規定する代理人（以下「代理人」という。）を置いている地縁団体の当該代理人は、第３条の申請を代表者等に代わって、第８条第１項若しくは第２項の届出又は第10条の申請を印鑑登録者に代わって行うことができる。この場合において、代理人	（代理人による申請等） 第14条　地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第19条第１項第１号トに規定する代理人（以下「代理人」という。）を置いている地縁団体の当該代理人は、第３条の申請を代表者等に代わって、第８条第１項若しくは第２項の届出又は第10条の申請を印鑑登録者に代わって行うことができる。この場合において、代理人は、

は、委任の旨を証する書面を町長に提出しなければならない。	委任の旨を証する書面を町長に提出しなければならない。

附　則

この条例は、令和８年10月１日から施行する。